

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成 2 8 年 1 1 月

奈良県香芝市

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 香芝市は、奈良盆地の北西部にあり大阪府との県境に位置し、歴史的にも早くから開けたことにより、古くから河内越えとして、畿内の中央を東西に横断する交通の要衝となってきた。その立地条件を生かして、古来、水稻を中心に野菜及び養鶏などの地域の特性に応じた収益性の高い農業が展開されてきた。

しかしながら、近年急速な農業構造の変化及び規制緩和に伴う輸入農産物の増加、消費者ニーズの多様化により、生産基盤の強化を図る必要が生じてきた。今後は、担い手農家を中心に香芝市の地場産品の開発に努める。また、実情に即した農業生産の展開を図るため、経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、人と農地のバランスを計りつつ地域農業の発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 香芝市の農業構造については、経済の高度成長、社会成熟に伴い、大都市圏への労働力の流出により、兼業化が進み恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている

- 3 香芝市は、このような地域の農業構造の現状及び今後の見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、香芝市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり350万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 香芝市は、将来の香芝市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。まず、香芝市は、農業協同組合、農業委員会、県農林振興事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、香芝市地域農業再生協議会において、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の香芝市地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等

を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化するとともに、農地中間管理事業も活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、近年、増加傾向にある耕作放棄地については、今後耕作放棄地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行うとともに、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業委員会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農林振興事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつ

くよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、農地中間管理事業その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、香芝市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 香芝市は、香芝市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を県農林振興事務所の協力を受けて行う。

特に、大規模畜産を目指す農業経営においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、関係機関連携の下に日本政策金融公庫奈良支店の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図る場合には、新規の集約的作目導入を図るため、関係機関連携の下に、市場関係者や奈良県農業協同組合担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努め、農産物のブランド化も促進する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 香芝市の農業を支える担い手の確保・育成は、農業を魅力とやりがいのある職業とし、農業後継者はもちろんのこと、地域農業の維持・発展のために、非農家や他産業から新たに農業経営を営もうとする青年等（以下、新規就農者という。）を確保し、確実に地域に定着することが重要であり、新たな担い手を支援することにより、香芝市の農業の健全な発展を図るものとする。

意欲ある担い手への農地の集積については、農地中間管理事業を活用し、必要に応じて担い手が活用しやすい形で条件整備等を図り、担い手の農地の基盤強化を支援する。

新規就農者については、他産業従事者と均衡する年間労働時間（1人当たりおおむね2,000時間）および年間農業所得（1人当たりの年間農業所得おおむね250万円）は施設・機械等の初期投資がかさむことを考慮し、過去の新規就農者の所得目標を参考として定める。

特に法第14条第4項の青年等就農計画の認定制度については、本制度を新規就農者の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、香芝市が主体となって、関係機関、関係

団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。具体的な青年等就農計画の認定は以下のとおり実施することとする。

- ① 香芝市の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画を作成し、これを香芝市に提出して、その青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることが出来るものとする。
- ② 香芝市は提出された青年等就農計画の内容が基本構想に照らし、適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その計画を認定するものとする。
- ③ 就農希望者に対して香芝市では就農に対する相談や研修、青年等就農計画の作成支援などを行い、新規就農を促進するとともに、就農後については定着促進に向けたフォローアップ体制等を整備する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1) 第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に香芝市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、香芝市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
イチゴ専作 (高設栽培)	〈作付面積等〉 イチゴ 高設栽培 30a 〈経営面積〉 33a	〈資本装備〉 パイプハウス 30a 高設ベンチ 30a 分 育苗ハウス 3a 倉庫・作業舎 30 m ² 〈その他〉 ・軽作業化のための 高設ベンチの導入	・複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る。 ・青色申告の 実施	・家族経営協定の 締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・春秋の農繁期に おける臨時雇 用従事者の確 保
イチゴ (高設栽培) ＋ナス	〈作付面積等〉 イチゴ 高設栽培 20a ナス 夏秋栽培 5a 〈経営面積〉 27a	〈資本装備〉 パイプハウス 20a 高設ベンチ 20a 分 育苗ハウス 2a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 30 m ²		・家族経営協定の 締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・社会保険等の加 入 ・施設園芸に係る

		〈その他〉 ・軽作業化のための 高設ベンチの導入 コンバイン(2条刈)	軽作業について、パート雇用 従事者を確保
養鶏 (採卵鶏)	〈飼養頭数〉 採卵鶏 8,000 羽 育成鶏 2,000 羽	〈資本装備〉 鶏舎 1,200 m ² トラック 1 台 洗卵機等 〈その他〉 ・地場鶏卵販売促進 ・衛生管理の徹底 ・飼養管理の省力化 ・耕種農家との連携 による良質堆肥の 生産・流通	・家族経営協定の 締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・社会保険等の加 入 ・雇用の積極的な 導入
軟弱野菜 (ホウレンソ ウ+ミズナ)	〈作付面積等〉 ホウレンソウ 160a ミズナ 40a 〈経営面積〉 40a	〈資本装備〉 パイプハウス 40a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 30 m ² 〈その他〉 ・ホウレンソウは年 間4作	
軟弱野菜 (コマツナ)	〈作付面積等〉 コマツナ 200a 〈経営面積〉 50a	〈資本装備〉 パイプハウス 50a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 30 m ² 〈その他〉 ・コマツナは 年間4作	
ネギ専作	〈作付面積等〉 葉ネギ 210a 〈経営面積〉 71.1a	〈資本装備〉 育苗ハウス 1.1a トラクター 20ps 移植機 1 台 倉庫・作業舎 50 m ² 〈その他〉 ・移植栽培による年 3作栽培	

[組織経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
水稲作 主たる従事者 2人	〈作付面積等〉 水稲＝15ha 大豆＝1ha 作業受託(基幹3作業)4ha 〈経営面積〉 20ha	〈資本装備〉 トラクター(40ps) コンバイン(4条刈) 乾燥機(30石) 〈その他〉 ・完熟堆肥の施用による土づくり ・側条二段施肥の導入	・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実に努める。	・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

2) 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

新規就農者が第1に示した目標を達成するために目指すべき農業経営の指標として、過去の新規就農者の事例等を踏まえつつ、香芝市における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

野菜経営				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ専作 (高設+土耕)	〈作付面積等〉 イチゴ 高設栽培 10a 土耕栽培 20a 〈経営耕地面積〉 33a	〈資本装備〉 パイプハウス 30a 育苗ハウス 3a 高設ベンチ 10a 分 〈その他〉 ・軽作業化のための高設ベンチの導入。	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制 ・休日制の実施。
イチゴ(土耕) +ナス	〈作付面積等〉 イチゴ 土耕栽培 15a	〈資本装備〉 パイプハウス 15a 育苗ハウス 2a		

	ナス 夏秋栽培 5 a 〈経営耕地面積〉 22 a	トラクター 20ps 倉庫・作業舎 30 m ² 〈その他〉	
施設軟弱 (ハウレンソ ウ+ミズナ)	〈作付面積等〉 ハウレンソウ 120 a ミズナ 30 a 〈経営耕地面積〉 30 a	〈資本装備〉 パイプハウス 30 a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 30 m ² 〈その他〉 ・ハウレンソウは年 間4作	
施設軟弱 (コマツナ)	〈作付面積等〉 コマツナ 140 a 〈経営耕地面積〉 35 a	〈資本装備〉 パイプハウス 35 a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 30 m ² 〈その他〉 ・コマツナは年間4 作	
ネギ専作	〈作付面積等〉 葉ネギ 150 a 〈経営耕地面積〉 50.8a	〈資本装備〉 育苗ハウス 0.8 a トラクター 20ps 移植機 1 台 倉庫・作業舎 50 m ² 〈その他〉 ・移植栽培による年 3作栽培	

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める 面積のシェア及び面的集積の目標
面積のシェア：１５％ なお、面的集積についての目標については、農地中間管理事業や 農地利用集積円滑化事業を実施して、農用地の利用集積における 面的集積の割合を高めていくことを目標とする

２ その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

香芝市では、水稻を主体とした農業生産が展開されているが、農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部耕作放棄地化したものが近年増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

香芝市では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、今後も離農者が増加すると思われる。

このため、意欲ある農家及び認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導する等とともに、農地利用改善団体等を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、香芝市の農地の効率的利用を目指し、もって基幹産業である農業の振興を図る。

(3) 将来の農地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

香芝市の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ 農地利用集積円滑化団体の活用による①及び②に対する農地の面的集積の促進
- ④ 耕作放棄地解消のための基盤整備等の実施
- ⑤ 地産地消の推進
- ⑥ 農地中間管理事業および農地中間管理機構が行う特例事業の活用

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有

化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、地域農業再生協議会等による指導体制の整備を行う。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

香芝市は、奈良県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、香芝市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

香芝市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保、育成を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

平坦部においては、利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

更に、香芝市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - (カ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合又は、法第 7 条第 1 項に掲げる農地中間管理機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて香芝市長に確約書を提出すること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいうこという。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を香芝市へ提出すること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

① 香芝市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式 7 号による開発事業計画を提出させる。

② 香芝市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基

準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 香芝市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 香芝市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 香芝市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 香芝市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、香芝市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 香芝市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 香芝市の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 香芝市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 香芝市は、（５）の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、香芝市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 香芝市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積。なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

⑦ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写しも）を添えて香芝市長に報告する旨

ア ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業
上の利用に及ぼしている影響

オ 地域の農業における他の農業者との役割分担

カ ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、
①が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに①が行う
耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

⑧ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、撤退し
た場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認し
て記載）

ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

イ 原状回復の費用の負担者

ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

オ 必要に応じて、アからエのほか、撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項

⑩ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

香芝市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ご
とに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、
賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の
すべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が
5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所
有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有す
る者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

香芝市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①
の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、
その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を
香芝市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

香芝市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画
の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するも
のとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定
等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

香芝市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

香芝市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

- ① その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- ② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農地利用集積計画の取消し

香芝市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

- ① (9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- ② (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(15) 取消の公告

香芝市は、(14)の取消しをしたときは、(14)の①及び②に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を香芝市の掲示板への掲示により公告する。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、香芝市農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあつせん等（法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業の実施等）の働きかけ等を行う。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 香芝市は、香芝市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地利用集積円滑化団体が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 市、農業委員会、農協は、農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者から委任を受けて農地の貸し付け等を行う農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積

円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

香芝市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもできるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を香芝市に提出して、農用地利用規程について香芝市の認定を受けることができる。

② 香芝市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法

第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 香芝市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を香芝市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 香芝市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが

確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 香芝市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 香芝市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林振興事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、香芝市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

香芝市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の

組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

香芝市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

香芝市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 香芝市は、生産基盤整備の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 香芝市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 香芝市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

香芝市は、農業委員会、県農林振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後

10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、香芝市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

香芝市において農地利用集積円滑化事業を実施する者については、地域における認定農業者等担い手の現状、農地実情などに精通した要員を有しており、農地利用集積円滑化事業について、適確かつ迅速に対応できる者が実施するものとする。

なお、香芝市は農地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、農地利用集積円滑化事業を行う者に対し、毎年度、前年度の事業実績及び当該年度の事業実施計画について報告を求めるものとする。

2 区域の基準

香芝市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、旧村の区域とする。

なお、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

（1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を記載しなくてはならない。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む）

イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、奈良県農業会議、農業委員会等との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項
- (2) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

香芝市における農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方については、大規模経営を行う認定農業者を中心とした担い手が経営のコストダウンを図り、より一層経営の効率が図られるよう、効率的かつ安定的な経営体を中心に行う。
- (3) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、当該委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと。

なお、委任事務の範囲は下記事項を基本とするが詳細については農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で利用権設定等委任契約書を締結すること。

 - ① 利用権の設定等又は農作業の委託の相手方として適当と認められる者の選定に関すること。
 - ② 適格者との利用権の設定等又は農作業の委託を行う場合の条件等の協議及び調整に関すること。
 - ③ 委任土地に係る利用権の設定等に関する契約の締結、変更、更新及び解除、農地法第3条第1項の許可の申請並びに法第18条第1項の農用地利用集積計画への同意に関すること。
 - ④ 委任土地に係る農作業の委託に関する契約の締結、変更、更新及び解除に関すること。
- (4) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準
 - ① 農用地等の売買価格は、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定める。
 - ② 農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定める。
- (5) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

香芝市は農地利用集積円滑化事業の円滑な実施のために農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域農業再生協議会等の関係機関及び関係団体による検討の場を設ける。
- (6) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

香芝市が農地利用集積円滑化事業規程の承認する際は、農地利用集積円滑化事業を行おうとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして

判断する。

なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほかに申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴き取って判断する。

① 香芝市に農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際には、次に掲げる書面を提出しなければならない。

ア 農地利用集積円滑化事業規程

イ 法第4条第3項第1号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあっては、定款

ウ 法第4条第3項第2号に掲げる者にあっては、定款又は規約

② 香芝市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認に当たっては、次に掲げる基準をすべて満たす場合のみ行う。

ア 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、基本構想に適合するものであること

イ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、法第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。

オ 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

カ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。

キ カのほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

ク 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに、都道府県農業会議、農業委員会等との適切な連携が図られると認められるものであること。

ケ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものであること。

(ア) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設

(イ) 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設
その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供

する施設

(ウ) たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く）の用に供する施設。

(エ) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

コ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

(ア) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設

(イ) 畜舎、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

(ウ) たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く）の用に供する施設。

(エ) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

③ 香芝市が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認をしようとする場合には、あらかじめ、農業委員会の決定を経る。

④ 香芝市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅延なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を香芝市の掲示板への掲示により公告する。

なお、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付する。

ア 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び住所

イ 農地利用集積円滑化事業の実施地域

ウ 農地利用集積円滑化事業の種類

エ その他必要な事項

⑤ 農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止については、③、④を準用する。

(7) 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等

香芝市は、次に掲げる場合又は次に掲げる場合に該当するおそれがある場合は農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して必要な報告をさせる。

① 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合

② 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合

③ 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農用の買入価格又は売渡価格が不当に高い場合、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等農地利用集積円滑化事業規程に則して事業を実施していないと認められる場合

④ その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合

なお、報告徴収した内容から①から④に該当すると認められる場合は、農地利

用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命じる。

(8) 農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し

香芝市は、次に掲げる場合には農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消す。

- ① 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人等でなくなったとき。
- ② (7)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ③ (7)のなお書きの命令に違反したとき。

第6 農地中間管理事業の推進に関する事項

- 1 農地中間管理機構を香芝市における担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。

農地中間管理事業の推進にあたっては、適切に作成された「人・農地プラン」を農地集積の中心とし、地域ぐるみで農用地の流動化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域などにおいて重点的に実施する。

農用地の利用の効率化及び高度化を促進するために農地中間管理機構が貸付けを行う担い手の農用地の利用状況等を把握し、分散錯圃の解消を図り、連たん化、団地化を図る。また、再生して周辺農地と一体的かつ効率的に利用することが可能な耕作放棄地は速やかに再生利用を図り、耕作放棄地の解消・活用に積極的に取り組む。

なお、農用地として利用することが困難なときは、農地中間管理権を取得しないものとする。

- 2 農地中間管理事業のほか、農地中間管理機構が行う次に掲げる特例事業も活用し、農地集積・集約化の取組を推進する。

- ① 農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
- ② 農用地を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- ③ 農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し1の農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- ④ ①の農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。

別紙 1（第 4 の 1 (1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

イ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （2）農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

イ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （3）土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙 2（第 4 の 1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
1. 存続期間は 3～10 年（農業者年金関連の場合は 10 年）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみ 3～10 年とすることが相当でないと認められる場合には、3～10 年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については農地法第 52 条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定される。 3 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知)第 6 に留意しつつ定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。 2 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するのに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①に同じ	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。	I の③に同じ	I の④に同じ

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	1 作目等毎に、農業経営の受託に係る販売額（共済金を含む）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、委託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営委託者の適正な労賃、報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するための高額な対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。